

○農林水産省告示第千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月九日

農林水産大臣 山田 正彦
保安林の所在場所 鹿児島県肝属郡東串良町
岩弘字下市園二〇五五、二〇五七の一、二〇五七の三、二〇八三の一、二〇八三の二
二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

○経済産業省告示第百八十号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年八月九日

経済産業大臣 直嶋 正行

名 称	変更前	
	後	前
ガス保安検査株式会社	保安検査部（本部）	保安検査部（本部） 三号
	保安検査部（本部）	大阪府大阪市中央区淡路町一丁目七番四号

○特許庁告示第六号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条第一号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号（国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月九日

特許庁長官 細野 哲弘
第二号1中「十一万八千四百円」を「十万四千九百円」に改め、同号2中「千三百円」を「千二百円」に改め、同号4中「八千九百円」を「七千九百円」に改め、同号5中「二万六千七百円」を「二万三千七百円」に改める。

附 則

1 この告示は、平成二十二年九月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第七号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月九日

特許庁長官 細野 哲弘
第二号中「二十二万五千二百円」を「十九万五千八百円」に改める。

附 則

1 この告示は、平成二十二年九月十五日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百四十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年八月九日

国土交通大臣 前原 誠司

型式指定番号 特定装置の種類、名称 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、*は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。） 製作者等の氏名又は名称及び住所

型式指定番号	特定装置の種類、名称	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、*は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊦N—1139	騒音防止装置 H10—K346	いすゞ L K G—L V 234* *、いすゞ L D G—L V 234* *	いすゞ自動車株式会社 東京都品川区南大井六丁目26番1号
㊦N—1140	騒音防止装置 H10—K347	いすゞ S K G—F R R 90* *、いすゞ S K G—F S R 90* *、いすゞ L K G—F T R 90* *	〃
㊦N—1141	騒音防止装置 H13—K903	いすゞ S K G—F R R 90* *、いすゞ S K G—F S R 90* *、いすゞ L K G—F T R 90* *	〃
㊦N—1142	騒音防止装置 H13—K3414	いすゞ L D G—F T R 34* *、いすゞ L K G—F V R 34* *、いすゞ L D G—F T S 34* *	〃
㊦N—1143	騒音防止装置 H13—K3415	いすゞ L D G—F V Z 34* *	〃
㊦G—2165	一酸化炭素等発散防止装置 いすゞ H21—I D C—6 H K 1 T C C	いすゞ L D G—F T R 34* *、いすゞ L K G—F V R 34* *、いすゞ L D G—F T S 34* *、いすゞ L K G—L V 234* *、いすゞ L D G—L V 234* *、いすゞ L D G—F V Z 34* *、いすゞ L D G—L V 234* *、いすゞ L K G—L V 234* *	〃
㊦G—2166	一酸化炭素等発散防止装置 いすゞ H21—I D C—6 H K 1 T C S	いすゞ L D G—F V Z 34* *、いすゞ L D G—L V 234* *、いすゞ L K G—L V 234* *	〃
㊦G—2167	一酸化炭素等発散防止装置 いすゞ H22—I D C—4 H K 1 T C S	いすゞ S K G—F R R 90* *、いすゞ S K G—F S R 90* *	〃
㊦G—2168	一酸化炭素等発散防止装置 いすゞ H21—I D C—4 H K 1 T C H	いすゞ L K G—F T R 90* *	〃

○国土交通省告示第百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年四月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

国土交通大臣 前原 誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊦G—2173	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ D B A—2 Z R F A E 8	トヨタ D B A—Z R E 142G、トヨタ D B A—Z R E 142G	トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
㊦G—2174	一酸化炭素等発散防止装置 トヨタ D B A—2 Z R F A E 9	トヨタ D B A—Z R E 144、トヨタ D B A—Z R E 144G	〃